

東京都子供・子育て会議
全体会議（第25回）
議事録

日時 令和4年12月26日（月）10時00分～12時01分

場所 東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

次第

1 開 会

2 検討事項

○ 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の中間見直しについて

3 報告事項

○ 子供の意見を聴く取組について

4 閉 会

出席委員

山本会長、河邊副会長、湯澤副会長、青木委員、東委員、安部委員、岩崎委員、
内野委員、尾崎委員、小野委員、今野委員、志村委員、高橋委員、成川委員、
貫名委員、二葉委員、松原委員、村田委員、師岡委員、八木委員、矢島委員、
山下委員、吉田委員
大串専門委員、片岡専門委員、鈴木専門委員

配付資料

- 資料1 東京都子供・子育て会議委員名簿
- 資料2 東京都子供・子育て会議行政側名簿
- 資料3 中間見直しの素案について
- 資料4-1 計画事業の追加・見直しについて
- 資料4-2 幼児教育・保育の量の見込み
- 資料4-3 学童クラブの量の見込み
- 資料5 子供・子育て支援総合計画に関する子供の意見を聴く取組
- 資料6 こどもシンポジウム実施計画

参考資料1 子供・子育て支援総合計画（第2期）中間見直し検討スケジュール

委員提出資料

開 会

午前10時00分

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 定刻となりましたので、ただいまから、第25回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、事前に御送付いたしております、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

まず、1枚目「次第」に配付資料の一覧を記載しております。

資料は、資料1から資料6、及び参考資料を御用意しております。お手元にありますでしょうか。

続きまして、この会議は公開となっております。傍聴の方や報道関係者もいらっしゃるほか、配付資料、議事録については、後日、ホームページで公開することを申し添えます。

また、御発言の際は、マイクスタンドのボタンを押して御発言いただきますようお願いいたします。

今回の会議は、オンラインで参加される委員が9名いらっしゃいます。

オンラインで御参加される委員の皆様につきましては、御発言の際以外は、パソコンのマイクのほうはオフにさせていただくようお願いいたします。

御発言を希望される場合は、挙手のアイコンにより挙手をしていただきまして、その後、山本会長から御指名いただきましたら御発言いただくようお願いできればと思います。また、御発言が終わられましたら、マイクのほうもオフにさせていただくようお願いいたします。

それから、本日の出欠状況ですが、城所委員、久芳委員、川上委員が所用により御欠席をされております。城所委員の代理として、東京都社会福祉協議会保育部会副部会長の下竹様にオブザーバーとして御参加いただいております。よろしくお願いいたします。それから、1名の委員が御出席の御連絡をいただいているのですが、まだ遅れていらっしゃるようです。定刻ですので、これで始めさせていただきたいと思っております。現在、専門委員を含む委員29名中、25名の委員に御出席いただいております。定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

それでは、この後の議事進行は山本会長にお願いします。

○山本会長 皆さん、おはようございます。年末のお忙しい時期にお集まりいただきましてありがとうございます。まだコロナやインフルエンザなど不安な要素もありまして、オンラインで御参加も受け付けておりますので、御参加いただきましてありがとうございます。

いました。

では、定刻になりましたので、第25回「東京都子供・子育て会議」を開催したいと思いをします。

では、まず、本日の議事を進めてまいりますけれども、本日の検討事項は、東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の中間見直しについてとなります。

まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、事務局のほうから、資料3から資料4-3、それから、委員提出資料の御紹介までまとめてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、A4横の資料3を御覧ください。こちらの資料は、前回の会議でお示ししました資料の中間見直しの方針案の各項目につきまして、今後の中間見直し案の公表に向け、現時点での具体的な記載内容を素案として御提示するものです。

まず、資料の2枚目、1ページのところの「計画の策定に当たって」を御覧ください。こちらのほうでは、まず、「計画策定の趣旨」、項目番号1のところですが、右側に追加・修正点を書いているといういつものスタイルで御紹介させていただきますが、「計画策定の趣旨」として、令和3年3月に策定した「『未来の東京』戦略」や、同年4月に施行しました「東京都こども基本条例」、新型コロナウイルス感染症の長期化による子供や子育てへの影響などを踏まえまして、見直すことを追加いたします。

また、本計画は、「『未来の東京』戦略」を推進する計画と位置づけることを追加いたします。

その下ですが、「未来の東京」戦略では、2040年代の東京の姿（ビジョン）として、「子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」を掲げ、このビジョンを実現する2030年に向けた戦略として、「子供の笑顔のための戦略」などを位置づけております。こうしたことを記載していきたいと考えております。

次に、「第1章 計画の目指すもの」ですが、こちらでもこれまで御紹介しておりますとおり、目標4の項目に、ヤングケアラーへの支援についての記載を追加いたします。

また、子供の意見を聴く取組として、「出前授業」と「子供の居場所インタビュー調査」の実施概要を追加いたします。

また、後に説明いたします子供の意見を聴く取組につきましても、何らかの形でこちらで反映できればと考えております。これはまた後ほどの資料で御紹介させていただきます。

次の2ページを御覧ください。「第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況」では、都内の就学前児童数が減少に転じたことの記載や、コロナ禍における子育て家庭の収入・支出、家事・育児時間の変化などについてグラフを追加いたします。

また、「子供の居場所インタビュー調査」では、子供の状況としまして分析報告を追

加したいと考えております。

2の「東京における子供・子育て支援の状況」では、保育サービス利用児童数の増加に併せて待機児童数が減少したことの記載や、コロナ禍における子供たちの学業、こころの状況の変化、ヤングケアラーの実態に関するグラフを追加したいと考えております。

3ページを御覧ください。こちらからが、具体的な目標に関する計画の本文、施策の部分になってまいります。

「第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開」では、前回の会議で中間見直し版に盛り込む具体的な取組というものを御紹介させていただき御審議いただきましたが、こちらに挙げました各事業についての記載を追加しております。

まず、目標1の「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり」では、右側の欄にありますとおり、目標1の3のところで「とうきょう子育て応援パートナー事業等」と「地域における包括的な支援体制の整備」についての記載を追加します。このそれぞれの項目につきましては、前回、御紹介させていただいておりますので、その下に書いてある文章が具体的に現時点で計画にこのように記載してはどうかと考えている文章になっております。

一点一点読み上げますとすごく時間がかかりますので、項目をざっと御紹介させていただきたいと思います。

次が4ページです。

目標3の「子供の成長段階に応じた支援の充実」では、1として「東京ユースヘルスケア推進事業」、2の「次代を担う人づくりの推進」で、「東京都こども基本条例」に関する理解促進事業、これについて2点。それから、3の「子供の居場所づくり」で「学童クラブにおける支援」を追加して記載する予定でおります。

続きまして、次のページ、目標4です。「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」では、目標4の2として「ヤングケアラー支援事業」について追記するほか、目標4の5のところで「児童相談所が関わる子供の意見表明等の支援」、それから、7で「医療的ケア児支援法の施行を踏まえた取組」について、記載を追加いたします。

目標5のところでは「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」ですけれども、目標5の1といたしまして「男性の家事育児参画に関する取組等」を追記します。また、3といたしまして「予防のための子供の死亡検証（CDR）」についての記載を追加いたします。

最後に、6ページを御覧ください。

第6章の「計画事業」では、前回会議でも御説明しましたとおり、現行計画の363計画事業に、計画策定後に開始しました33の事業を追加、また、事業の終了や統合により21の事業を削除いたします。また、目標を掲げている取組に3事業の目標を追加する予定でおります。

資料3につきましては以上です。

続きまして、資料4-1「『量の見込み』の見直しについて」を御覧ください。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針によりまして、区市町村では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を推計し、計画策定当初と大きく乖離する場合に、中間年を目安として計画の見直しを行うこととなっております。

また、都道府県においても、区市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされております。

このことから、都においては、区市町村における「量の見込み」を集計したものを基本として検討（見直し）を行うこととしております。

この「量の見込み」を見込んでいくに当たっての国の考え方の紹介ですけれども、国の考え方では、区市町村における「量の見込み」の算出に当たっては、直近の住民基本台帳を基に、今後の児童人口を推計するとともに、それから、児童のいる家庭にアンケート調査を行って、上の※でありますけれども、フルタイム、パートタイム、ひとり親家庭等の家庭類型を出したり、あるいは各サービスについての利用意向を聞いた結果を基に、令和6年度までの各年度の利用量を推計いたします。これが資料の真ん中辺に書いてあります「推計児童数（人）×家庭類型（割合）×利用意向率（割合）」というものになっています。

また、教育・保育では、認定区分ごと、それから、0歳～就学前、0歳、1・2歳、3歳～就学前の年齢区分ごとに算出すること。また、学童クラブでは、可能な限り学年ごとに見込み量を算出することとなっております。

さらに、「算出にあたっての留意点」といたしまして、これまでの利用希望のトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることや、待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率8割に対応できるよう、整備することなどが留意点として挙げられています。

続きまして、資料4-2を御覧ください。

まず、幼児教育と保育の量の見込みについて御説明をさせていただきます。

まず、上段の表が、児童人口の推計です。児童人口の推計の表につきましては、令和3年度までは実績、令和4年度以降は区市町村による推計の合計となっております。推計は、現在、改定作業中で、未提出の自治会があるため、未提出の自治体につきましては区市町村の人口比を掛け合わせて求めております。この結果、0歳から5歳の児童の合計は、毎年減少が続き、令和6年度においては61万4393人となると見込まれております。

次に、下の表の量の見込みにつきましては、確定または検討案を提出済みの区市町村の教育・保育の量の見込みを足し上げ、その児童人口で割ることで、この下の表にありますd、f、h欄に利用率推計というのがありますけれども、この利用率を推計することができます。この利用率に上の表で計算いたしました対象年齢の児童人口を掛け合わせることで、この表、また下の表のe、g、i欄にお示しするような認定区分ごとの利

用児童数を推計しています。このような計算の結果、保育サービスの利用児童数にあたる2号・3号利用児童数合計は、令和6年度に34万8408人となる見込みとなっております。

続きまして、資料4-3を御覧ください。今回は、「学童クラブの量の見込みについて」ですが、教育・保育と同様、上の表に児童人口の推計、そして、下に量の見込みを記載しております。

上の表の児童人口推計につきましては、令和3年度までは実績、令和4年度以降が区市町村による推計の合計となっております。この結果、6歳から11歳の児童の合計はほぼ横ばいが続いておりまして、令和6年度には64万1843人となると見込まれております。

次に、下の表の量の見込みについてですけれども、こちら未提出の自治体分については区市町村の人口比を掛け合わせたもので求めておりまして、基本的には区市町村による量の見込み量を集計したものを基本として算出しております。この計算の結果、学童クラブ量の見込みは、令和6年度に13万3204人となる見込みです。

なお、以上の推計ですけれども、今後、区市町村におきまして精査されるため、現時点での暫定値という位置づけですが、今後の見込みを御報告させていただきました。

資料4の御説明は以上です。

続きまして、委員提出資料につきまして御説明をさせていただきます。委員提出資料につきましては、事前に成川委員と八木委員から御提出いただきましたので、併せて御紹介させていただきます。

まず、成川委員からの御意見ですけれども、12点の御意見、御質問をいただきました。

まず、【全体への意見】として、第1に、各事業の実施状況について参考資料として計画に記載できないかという御意見をいただいております。

第2に、子供の意見を聴く取組について、施策への反映やフィードバックに関するプロセスを明確にしてほしいという御意見をいただいております。

第3に、とうきょう子育て応援パートナー制度について、既に地域で支援活動を行っている人材との連携が欠かせず、連携やフォローができる仕組みづくりをとの御意見をいただいております。

次のページに移りまして、次に、事業別の御意見をいただいております。

まず、事業別の御意見として第1に、ファミリー・サポート・センター事業について、提供会員が依頼する家庭に対して少なく、提供会員の増加や質の安定化などにさらなる支援が必要との御意見をいただいております。

第2に、医療的ケア児への支援について、保育所等における受入れのための設備や保護者への支援も必要との御意見をいただいております。

第3に、不登校児童に関する支援について、子供たちの不登校の理由は千差万別であ

り、当事者や家庭が苦しんでいる理由の一つは、学校以外の選択肢が非常に少なく、支援が行き届いておらず、フリースクールや不登校特例校など何らかの支援につながっている児童生徒を増やす施策や支援が必要ではないかという御意見です。

第4に、障害児施策の充実についてですが、地域の児童発達支援施設がどこも満杯であり、子供たちが迅速に支援を受けられるよう支援が必要との御意見をいただいております。

続きまして、資料の次のページですが、事業別の御質問をいただいております。

まず第1に、東京みんなでサロン事業について、具体的な実施の時期と内容を問う御質問。それから、なぜ、目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくりの項目に掲載するのかという御質問をいただいております。

第2に、子供主体の保育普及促進事業について、事業内容を問う御質問をいただいております。

第3に、東京ユースヘルスケア推進事業について、相談窓口の周知方法を問う御質問をいただいております。

第4に、学童クラブ待機児童対策提案型事業について、区市町村が地域の実情に応じて実施する多様な学童クラブ待機児童対策を支援するとあるが、具体的にどのような支援なのかという御質問をいただいております。

第5に、「子供の居場所創設事業」について、子ども食堂や児童館は内容が重複している部分が多いが、具体的にそれぞれどういう位置づけ。事業を分けている理由を問うという御質問でございました。

次に、八木委員から資料の御提出をいただいております。

東京都小学校PTA協議会において、東京都こども基本条例に対する保護者の意識調査を行い、回答した都内公立小学校の保護者5,400人余りのうち、東京都こども基本条例の内容を知っている保護者は7.8%であったという情報提供をいただきました。

資料の説明は以上です。

○山本会長 ありがとうございました。

事務局から、今、本日の資料3、4につきまして、また、成川委員、八木委員から事前に提出がありました御意見について御紹介をいただいたところです。

この後、皆様方からの意見をいただいた上で、ただいま頂戴した御意見も併せて事務局から回答していただくという形になると思うのですが、今、まずは成川委員と八木委員から何か追加で補足をしたいということがありましたら、短く一言よろしくお願いたします。

成川委員、どうでしょう。

○成川委員 ありがとうございます。

たっぷり書いてしまってすみません。大体書いたので大丈夫です。

○山本会長 ありがとうございます。でも、事前にこのように詳細をお知らせいただいた

ことで準備ができると思いますので大変ありがたく思います。ありがとうございました。
では、八木委員はいかがでしょう。

○八木委員 ありがとうございます。

まだ施行されて半年も満たない時点でのアンケート調査の結果ですので、現在のところ、92.2%の保護者が内容をまだ知らないという結果になっておりますが、今後、条例のハンドブックなどを作成して行って、広く都民に知らせていくということなので、この結果が上がっていくことを期待しているとともに、都小Pとしてもこういったことの周知に御協力できたらよいなと思っております。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

八木委員の場合は情報提供ということでこれだけみんなが知らないよというところを委員の方々に認識していただいた上で、今後の計画づくりで反映していただきたいという御意見かなと承りましたので、よろしいでしょうか。

○八木委員 はい。

○山本会長 では、幾つかの、成川委員から出ましたものも併せまして、委員の皆様方からこれに限らず、今回、計画に掲載する様々な事業、それから、量の見込みも今、御説明いただきましたので、関連するところで御意見や御質問がありましたら自由に、お時間のほうを1時間弱取っておりますので承りたいと思っております。ちょっとオンラインとハイブリッドなので私のほうの指名が少し前後するかもしれませんが、その場合は御容赦ください。

まず、やはり目の前にいる方々のほうが先に目が行ってしまいますが、どちらでも結構ですので御意見ある方は挙手をお願いします。事務局のほうでオンラインのほうはサポートしていただけたと思いますのでお願いいたします。いかがでしょうか。

内野委員、お願いします。

○内野委員 東京都私立幼稚園連合会の内野です。

今日頂きました、幼児教育と保育の量の見込みの資料4-2にあります児童人口推計の数字なのですけれども、8月の会議のときに御紹介いただいた就学前児童数の推移の数字、令和4年の1月1日現在に60万人を切ったという数字との差というのは、これは就園している6歳児の違いでしょうか。

○山本会長 ごめんなさい。今、内野委員がおっしゃっていたのは、資料4-2の令和4年の推計の児童人口が63万587人となっているが、以前のデータでは60万人を切っていたということが記載されているのかと。

○内野委員 はい。8月の会議のときに頂いた就学前人口数の推移、同じ住民基本台帳による東京都の世帯と人口、各年1月1日現在となっていて、両方とも0~5になっているのですが。

○山本会長 そうですね。多分もしかしたらこれは自治体の足し上げ、さっき御説明いた

だきましたように、今、足し上げて、それから、未提出の自治体があるのでその分についてはその割合を掛けてという御説明だったので、もしかしたらその基になっているものがちょっと違うのかもしれませんが。後でまたちょっとそこは御説明いただければと思います。

○内野委員 そうですね。下にただし書があって、同じ資料から出てきているということになっていて、ただ、外国人人口を含むとなっているので外国人人口の問題なのか。同じ会議体の中での資料の大きな差なので、これは特に計画に関わる数字です。

○山本会長 分かりました。

では、ここの点について。

○内野委員 お願いいたします。

○山本会長 承りました。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。どうでしょう。御意見のほう、お願いします。御質問でも結構です。いかがでしょうか。

成川委員が挙げてくださった幾つかの項目に少し追加のコメントをいただいてももちろん結構です。いかがでしょうか。オンラインのほうもどうでしょうか。御質問や御意見はよろしいですか。

では、安部委員、お願いします。

○安部委員 安部です。ありがとうございます。

資料3について2点質問があります。

まず1点目、4ページの第3章の項目番号目標3の2のところ。右の追加・修正点の○の2つ目のところ、「身近な区市町村において、子供の権利を尊重し、擁護するための取組が進むよう、子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援」とあるのですが、具体的にどのような形で支援を想定しているかを教えてください。

もう一点が、6ページ、第5章の「計画の推進体制」のところなのですが、この子供・子育て会議と、子供政策連携室との関係をもう一度ちょっと整理して、どのような関係で政策をつくっていくのかという点を教えていただければと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

資料3の4ページ目、目標3の項目2「次代を担う人づくりの推進」のところにあります基本条例に関する理解促進事業の内容、具体的にどのような方法でいつぐらいから取組を行っていくのかというところの追加説明をお願いしますということと、6ページ目の計画推進体制に関連しまして、子供政策総合推進本部の中での連携室との関わりを少し整理してもう一度御説明いただきたいというところだったと思います。では、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田です。

まず、資料3の5ページにつきまして、目標5の「男性の家事育児参画に関する取組等」ということで4つほど施策が書かれておりますけれども、恐らくこうした施策をある意味どんどん投入していくというのは非常に大事なことで、当然、この少子化を含めて、あとは、女性の就業継続を含めて、恐らくこの手をどんどん打っていかないと、恐らくその問題等々含めて解決していかないのではないかなと。それぐらいやはり大きな意味合いを持っている項目だと思いますので、ここについては今回、こうした項目が入ったというのは非常に大事かなと思いますし、恐らく小さいことからだと思うのですが、今後あらゆる手だてを講じながら対策を進めていただければと思っております。ここは意見です。以上です。

あともう一つすみません、資料4のほうです。今回、量の見込みが入ってきましたけれども、まず、4-2のほうの保育につきましては、実績の平成31年から令和2年、令和3年というところにかけての、特に0~2歳ですね。そのところの減少数に比べて、令和4年から令和6年のところの減少数というのがかなり鈍化しているように見える。多分先ほど言ったようないろいろな足した数字とか、まだまだ集計し足りないところ等々ありますので、かなりそごが生じるとは思うのですが、恐らく全体的には、全国的にも当然、少子化の波がやってきますので、今後恐らく、それでも東京はそこを維持しているところだと思いますが、やはり保育についても、今後、その量を今までどんどん積み上げてきたというところが、特に保育所等々が、場合によってはその余裕が出てくるという可能性もあるかなと思っています。そこで、やはり今まで財源等々含めてかなり出してきたところを、そこでもちろん引っ込めるのではなくて、そこを今、問題となっている保育の質の問題ですね。そこにうまく転化できるようにしてほしいなというところが希望としてはあります。

一方で、4-3の学童のほうですけれども、先ほどの就学前の減少に比べて、こちらのほうは横ばいに近い形になっているかなと思います。特に今回、放課後の居場所から子供の居場所というふうに名称も変わっていきますけれども、やはり子供が学校に行っている以外の時間をどう活用していくのか、そこをどう過ごしていくのかというのが問題となってきますので、こちらのほうはやはりまだまだその数を充実させなければいけないというところがあるのかなと。まだ市区町村によっては学年で切られるという話もありますし、僕自身も今、学童を運営していますけれども、6年生までうちの学童はいるのですが、やはり多様な年齢層で構成されるほうが、やはり子供たちの多様な関係をつくるためにも非常に大事かなと思っています。それがやはり低学年だけで構成されたりだとか、どうしても高学年がないという状況になってくると、やはりそういう子供の多様な生育環境をつくるためにもまだまだそこら辺は足りないところかなと思っていますので、ぜひこちらは、特に量のほうですね。そこを充実させるように今後施策を

打ってもらえればなと思っています。

すみません、まとまっていませんが以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

資料3の目標5につきましては、男性の育児支援のことは積極的にどんどんやるべきで、ここについてはもう少し都を挙げてしっかりとやってほしいという意見ということで承りました。

質問としましては、質問というか都側の受け止めと考え方について少しお聞かせいただきたいのかなというところだったと思うのですが、保育の量の見込みについては0～2の人数、それから、利用率が少しずつ落ちてきて、保育所のほうも空きが出てくるようになってきてはいますけれども、そこでの財源を質の確保のほうに、質の充実のほうに転化した形で、保育をまた今後も利用しやすく子供たちのためになるように計画をしていってほしいというところで、東京都側のほうもそういった変化についてどのように受け止めているのかということをお聞きをちょっと意見、政策の方向性として確認したいという御意見かなというふうに承りました。そして、学童のほうは、まだ今後も量の充実が必要になっているということなので、その辺りの取組、そして、その中で多様な年齢層での体験ができるような場所を、放課後の居場所に限らず子供の育ちの中で必要とされているという観点から、学年での区切りなどはどうするのかとかいろいろなその辺りの新しい視点も必要ではないのかということかなと思いますので、これも併せて、では、お答えをちょっとお聞かせいただければと思っています。ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。だんだんと少しずつ皆さんから出てきているといいかな。手が挙がっておりますね。

では、湯澤委員、矢島委員、その下は高橋委員かな。その順番でお願いします。

○湯澤副会長 ありがとうございます。

今の御意見、御質問と関連してなのですけれども、学童クラブの、今回、量の見込みをお示しいただきました。待機児童数なののですけれども、厚生労働省の放課後児童育成事業の実施状況で見ると、つい3日前ぐらいに最新の2022年の実施状況が公表されておまして、令和3年では待機児童数3,277人が、令和4年数値では3,465人で188人増えているということの結果が公表されておりました。一方で、数自体は1,812から1,840ということで28か所増えていますけれども、188人の待機児童数が増加ということでありまして、このあたり、何か待機児童解消に向けての受ける施策といったところがどんなところにあるかを教えていただければと思います。

あと一点ですけれども、やはりその質の面では常勤職員の割合ということもどういうサポートができるかということであろうかと思えます。最新の調査では東京都の常勤職員の割合は34.5%でありまして、全体では35.5%なので若干下回っておりますけれども、この辺りの職員の配置といったところをどのようにしていくことが望ましいと考えておられるかということをお聞かせいただければと思います。

あと一点で終わりですけれども、やはりどういうふうにご利用ができるかというところでは、夜間18時半以降の開所というところの人数もあろうかと思えます。全国の平均では、平日18時半以降開所は63.9%、長期休暇中は61.4%が18時半以降開所しているということでありました。東京都の状況がどのようなものであるかを教えていただくとありがたいです。

以上です。失礼いたします。

○山本会長 ありがとうございます。

今、学童についてということで、先ほどの吉田委員の御回答のときと併せてお答えいただければと思えますけれども、待機の問題ですね。待機児童はやはり増えていると、学童の開所数も増えていますが、待機も増えているというところで、今後の数の充実についての方向性、それから、職員の雇用と配置に関して、そして、夜間18時半以降の開所の方針、状況についてというところだったと思えます。ありがとうございます。

では、矢島委員、お願いします。

○矢島委員 ありがとうございます。

私も吉田委員のコメントに関連してなのですが、就学前児童の保育に関しては、これまでもここでも何度か意見が出てきたように、待機児が減ってくる中で、やはり量から質という問題にターゲットを転換する必要性というのを皆さんが御指摘されていると思えます。具体的には、やはり最近は保育関係の事故、事件なども報道されているように、1人の子供に対する配置要員がまだまだ不足しているのではないかという問題があります。この辺りは国も検討すべきことですが、もともと東京都としては付加的に配置している中で、さらにこの問題を率先して何か検討されているのか、検討する可能性があるのかというところが一つです。

もう一点は、やはりこれに関連して、これまで待機児というのは春ですね。春の時点でどれぐらい吸収できているかという問題だったのですが、やはりここが解消されると、今度は子供の月齢に応じて子が1歳の時点、本来、育児休業は子が1歳の時点までなので、そのタイミングで育休からの復帰というのが基本的な考え方なわけですよ。ここに合わせると、年度途中の柔軟な入所ということが課題で、これも国が検討していますけれども、これに向けて考えると、もちろん柔軟な入所の対処方法というのは、定員数の確保以外にも様々な手法がありますけれども、やはり定員数の考え方にも関係してくるかなと思うのです。この辺りについてももし何か検討されていること、あるいは課題とされていることがありましたらお教えいただければと思えます。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

就学前児童の待機が減る中での量の質への転換が叫ばれている中での今後の配置基準の問題とか東京都の方針とか、いろいろその辺りのことについてのまとめをお願いした

いということと、それから、育休明けの対応ということになってくると、年度途中の柔軟な入所の形についても今後の政策の方向性についてお答えをいただきたいというところかと思います。ありがとうございます。

それから高橋委員ですね。お願いします。

○高橋委員 よろしく申し上げます。高橋です。

私も吉田委員のことに関連して少しお話をさせていただきたいと思います。

先ほどから出ている量から質へというところは、当然のことながら、こちらにもしっかり力を入れてほしいなと思っているところです。

そして、先ほどの量の見込みのところ、住民基本台帳による調査であるというお話があったのですけれども、就学前教育は義務教育ではありませんので、就学前どこにも通っていらっしゃらないお子さんもこの数の中に入っているのかなと思ったときに、その辺の把握はどのようにされているのかなというところをお聞きしたいなと思いました。

例えば、外国籍のお子さんなどで、小学校は日本の学校に通いたいだけでなく、就学前はどこにも行っていなくて家の中で過ごしていて、学校の入学が間近になって日本語が話せない、これでは困るだろうということでききなり慌て出す。それで入園はしてくるのですけれども、人との関わり方であったりとか、その発達に見合ったような経験をしっかりできていないで学校に行くということになると、言葉の面、人との関わりなどの面などでもかなり困難があるのかなと。もっと早くにそういうお子さんたちを把握して、しっかりと就学前教育を受けられるようにすることも質に値する支援と考えています。

あと、御両親が外国でお仕事をされていて、外国と日本とを行ったり来たりしているような家庭の就学前のお子さんに対しても、就学前の教育をしっかりと受けられない状況もあります。そういう辺りの把握などはどのようにされているのかなということもお聞きしたいと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○山本会長 ありがとうございます。

先ほど内野委員からもありました、住民基本台帳をベースとしたこの算出についての中身に外国人を含め、それから、どこにも通っていない方たちも入った上での推計なのかということも含めて御回答いただきたいということと、新たに、外国にルーツを持つお子さんたちの状況、小学校に入ってから困らないかとかいろいろところで就学前教育のところ、東京都としてはどのように対応しているのかといったところについての御質問かなと思います。ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょうか。オンラインのほうもどうですか。フロアの、今日、対面で来ていらっしゃる方もどうぞ、手を挙げていただければと思いますけれども、いか

がですか。

では、まず、松原委員ですね。お願いいたします。

- 松原委員 資料3のところ、「第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開」という中で、目標1の3の「子育て家庭を地域で支える仕組みの充実」というのは大変重要なことだと思うのです。教育面でも放課後のいろいろな体育とかそういったクラブ活動とか、これも地域を交えて行っていくということもありますけれども、狛江市の場合は、高齢者施策として「こまほっとシルバー相談室」という、地域の場所というのがあって、そこに皆様方が相談、高齢者、あるいは御家族が相談に来て、なおかつそこから支援体制を行うというのがあります。

今年度、多世代交流拠点というのを空き家1棟を借り上げて、子育てから高齢者の方々がここにふらっと集まっていたくということ、今は住民間でなかなか交流の場所がないということもありますので、子育て中の方々が、同じ境遇の方々が集まる、あるいは学校帰りの子供が、ちょっと家に誰もいないからここに来てふらっと集まるとか、あるいは高齢者がいろいろ集うということもあまして、そこから地域で見守るということもあります。それから、市からの情報提供もそこに出していくと。なおかつ、ここには一定の専門員も派遣をしまして相談も受ける場所で、行政へのつなぎとか、あるいは民間へのつなぎとかそういったところも期待をするのですけれども、まだ今は改修中で2月から執り行うということなのです。

そういった高齢の方が子供を見守りながらいろいろ遊びとか学習を教えるということもあるのではないかなということ、今、この事業を進めていくのですけれども、多分、この体制整備の中ではそういったことも含まれてくるのかなと思いますので、これも含まれているよということであればそういうものも推進していったほうがいいのかと発言をさせていただきました。

- 山本会長 ありがとうございます。

今のは4ページの目標3の3の「子供の居場所づくり」のところの中で、学童クラブのことでしかちょっとないのですけれども、今、狛江市の取組の中では、高齢者の方たちの力を借りて地域での見守りで行政とつながっていくことをやり始めているので、そういう地域の中での連携とかという事業もこういう中に入れていってはどうだろうか、入っているのかということですね。

- 松原委員 これは3ページのほうに追加・修正点の中で、3の「地域における包括的な支援体制の整備」ということですので、ここに含まれてくるのではないかと思います。

- 山本会長 分かりました。

目標1のところの3の地域におけるということですね。分かりました。ありがとうございます。多分、項目とすると、ここでは複合的な包括的な支援というところなので、そういうところにそういった高齢者との地域住民との関わりみたいな拠点づくりみたいなところも入っているのかということですかね。分かりました。ありがとうございます。

ます。

狛江市さんはこの間も、道のところに何でしたか。許可をして、露店ではないですけども、何か自由にやっけていいというので緩和をしましたみたいなのでちょっと出てきましたね。すごく積極的に地域の。

○松原委員 ほこみちというところで、子供たちが道路に絵を描いたり、これは試行的にやりましたけれども、小田急線の壁に絵を描いてもらったり、これは後で取り外しましたが、そういった事業もやりました。

○山本会長 一般的には露店みたいのが出せないところを許可して、集えるようになっていう。ありがとうございます。いろいろな取組を紹介していただきながら、よいものをまた全体に広げていければと思います。ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

ごめんなさい。今、オンラインで2名挙がってしまっていて、こちらの対面で2人挙がっていますので、取りあえず対面のほうを優先させていただいて申し訳ありません。ごめんなさい。お名前がちょっと私は見えなくて。村田委員ですね。

では、村田委員と河邊委員の順番で、そして、オンラインの、何でしょう。お名前が私は見えないのですけれども。ごめんなさい。志村委員と今野委員ですかね。今、お願いします。

では、村田委員から。

○村田委員 ありがとうございます。

資料3の5ページ、先ほどもお話がありましたけれども、男性の家事育児参画に関する取組という中で、育児休業の愛称が「育業」ということで、これを活用されて、育児は「休み」ではなく「大切なしごと」ということでイメージを一新して、育業できる社会の実現を目指していくという目標を掲げております。以前にもお話をさせていただいたかと思うのですが、この育業の取得推進に当たりましては、企業のアンケート調査によりますと、やはり一番の課題は代替要員を確保することが難しいということも挙げている企業が非常に多いです。今、東京都様が男性の育児休業取得で、働くパパママ育児取得応援事業というもので、従業員が育児休業を取得してその後復帰した企業に奨励金を交付されておりまして、非常にこの制度は大変心強い制度ですので、こちらに関してはさらに推し進めていただきたいと思います。

それに加えて、今も申し上げました代替要員の確保、これを課題にやはり挙げている企業が多いので、属人的な業務によらない業務平準化を後押しするような個別のコンサルティング支援ですとか、代替要員の確保に向けたマッチング支援等々、こうした支援を後押ししていただくことで、この育業をさらに推し進めていただきたいと思います。これは7月に東京商工会議所からも東京都に対して重点課題として意見要望を出しておりますので、いま一度、この意見要望に関して取組の検討をぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

男性の育児休業についてということで、特に代替要員の確保が難しいという声に応じて、新たなマッチング支援、その他の保護などを検討していただけないかと。これは既に重点課題としてお伝えしているので、これに対しての対応についてお答えいただきたいということですね。ありがとうございます。

では、河邊委員、お願いします。

○河邊副会長 私は、第3章の目標2の「保育サービスの充実」のことについてお話ししたいと思います。

今、村田委員がおっしゃったような代替要員の確保というのは、保育の現場にも言えることだなと聞かせていただきました。この「保育サービスの充実」の一つに人材の確保というのがあると思うのですが、量から質へといってもまだ量も足りない状態で、それで現場は大変困っていらっしゃる。大学にも誰かいないかというふうにひっきりなしに問合せがあります。量のこと大事ですし、今度は質のことなのですが、このところ立て続けに報道されている保育園における虐待の様子なんかを見ますと、もちろん個人の資質の問題もありますが、大きくはやはり組織の問題が大きい。組織の中が全然そのことを高めていくようなものになっていない。恐らく、この人材の確保と一緒に保育の質の確保というのもセットで語られてはいますけれども、個をターゲットにしているキャリアパスの充実とか、保育士の個をターゲットにしている施策はあるけれども、園の中の組織力を高めるような施策はどこを見てもないような気がいたします。それがこのところの追加・修正点には、目標2は何もないのですけれども、ちょっと視野に入れるべきことかなというふうに、昨今の事件を見て感じているところです。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

私も個人的には同じ保育士養成をしている人間なので、一生懸命やっている人たちのいっぱいいる中で本当に悲しいなと思いつつ聞いておりますけれども、やはり大事な視点かなと思います。「保育サービスの充実」、もちろん質の確保として個人の資質を高めるということはもちろん大事ですが、今の制度の仕組みの中での園全体、組織全体での取組というところをもう少し入れてはどうかという御意見だったと思いますので、これについても併せて今後の充実をどう捉えるかというところで検討していきたいなと思っております。ありがとうございました。

では、オンラインのほうで挙手いただいております志村委員、お願いします。

○志村委員 ありがとうございます。

すみません、聞こえますか。

○山本会長 聞こえますよ。

○志村委員 ありがとうございます。

私からは感想を2点ほど述べさせていただきたいと思います。

今回の子育て会議の議案が中間見直しの素案、ということなので、そこで御提示いただきました資料4-2、教育・保育の量の見込みについては、これがそのまま中間の見直しに反映されるものと認識しております。そこで実際の保育とか教育の現場との感覚的なずれとして、令和6年度まで1号・2号・3号全ての利用率、利用者数が増加していくという形で中間見直しを発出される場合、この次に発出される第3期の子ども・子育て支援事業計画に結局つながるものになりますので、例えば、今、既に厚生労働省などでは、保育の需要が減った後のその空きスペースをどうするか、どうしたらふさわしいかみたいな議論がかなり前からなされている一方で、東京都はこんなにまだ増えていきますよという方向をあまり強く出し過ぎると、その次の第3期のところで急ブレーキがかかるような計画にもなりかねないと思っています。その辺り、急激な変化が計画にありますと、最終的には現場だったり、利用者である我々保護者が右往左往したり、あと、税金が無駄使いされたりということにつながるかと思っていますので、その辺りの見せ方というのは、当然、お考えいただくのかなとは思いますが、御配慮いただければと思いました。それが1点目です。

もう一点です。参考資料1で中間見直しの検討スケジュールを御提出いただきました。3月の中間見直しの発出に向けて、これから急ピッチで子供の意見を聴く取組ですとか、あと、パブコメも一定期間公表しなければいけないというのが決まっていますので、そういったことを鑑みると、スケジュールが結構タイトだなと思いました。今回の中間見直しには、子供の意見を聴く取組にもいろいろと私たちのお話を聞いていただいたりしましたが、この子供の意見を聴く取組ですとか、パブコメでいただいたものは、この中間見直しで終わることなく、この次の第3期の事業計画にもつながるような、私たちも覚えておけるようなそういったものを残していただけると、このときに意見をした人が、私たちは放っておかれていないなという気持ちに、この次の計画でなれるかと思っていますので、その辺りも御配慮いただければと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

1点目の御感想ということでしたけれども、例えば、全体的には待機が落ち着いていくと言われていく中で、たくさんつくったその保育所の空きスペースをどう活用するかということが全国的にも言われていますので、東京都としてはそういうところはどのように今後入れ込んでいくのかみたいなお聞きをさせていただくのもいいのかなと思いました。

あと、2点目の、ごめんなさい。参考資料1というスケジュールについては、ちょっと今はまだお話をしていただけていないので、後で多分この辺りはまた、今後のスケジュールというところで触れられるのかなと思いますが、今、御意見として伺うことには、そのスケジュールがタイトなので、こういうふういろいろな意見を取り込んでも今回

の2期の見直しには間に合わないものもあるだろうと。そういったところを、今後、継続して取組をしていけるような形で何か引継ぎをとということの御意見ということで承ってよろしいでしょうか。

○志村委員 大変失礼いたしました。そのとおりです。

○山本会長 ありがとうございます。

では、そのような形で記録にしたいと思います。ありがとうございます。

では、お待たせしました。今野委員、お願いします。

○今野委員 東京都民間保育園協会の今野です。

まずは、今の志村委員と大分かぶってしまうところもあるのですが、資料3の2ページ目、「第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況」の中の1番、2番のところなのですが、基本、今回の追加・修正点で就学前児童が減少しましたという部分と、2番の(3)ですね。保育サービスの利用数が増加で待機児童は減少しているという表記になっています。

そして、こちらの資料4-2のデータの的にもそれを表しているデータになっているのですが、先ほど志村委員もおっしゃっていましたが、実際のところというか、今回、東京都が7月の後半に発表した資料の中には、4年度の利用数。先ほど内野委員がおっしゃっていましたが就学前人口の数等のデータが出ていますので、利用数に関しては確かにずっと右肩上がりになっていきました。待機児童は頑張って減らしてきたという中で、今年の4年度の4月のデータなのですが、利用者数自体がついに減ったのです。ずっと右肩上がりになってきたのですが、この4月は減ったのです。先ほど、内野委員もおっしゃっていましたが、就学前児童人口自体も50万人台に減ったということで、すごく大きな変化があったのがこの4月だと思っています。もちろんコロナの影響があると思うのですが、そういう意味では、ここの今の右肩上がりです。少しずつ利用者数が増えていくということが今後本当に続くのかどうか。この統計が本当に正しいのかなというのがちょっと、さっきの志村委員と同じようにちょっと疑問に思っています。現場にいる人間としてもすごく疑問に思っていますので、もうちょっとこの数字が、この中間見直し時点での数字もコロナの影響というのをどういうふうに計算をしてやっているのかがあるとは思いますが、どうなのか。資料の数字に伸びていくのかなと疑問を持っています。ちょっと良い方向に考え過ぎとか、増えていくという傾向があるのかどうか疑問なところが現場の感覚としてあります。

先ほどから幾つかの意見が皆さんより出ているのですが、今回のこの見直し案のところ、これだけいわゆるニーズが減っていくとか、児童人口も減って利用者数も減っていく流れの中で、資料3の第3章の目標2の教育・保育の充実のコーナーに追加・修正点が1個もないではないですか。量がこれだけ変わってきている中で質の話の話をぜひ、今からでも間に合うのであれば、様々な観点からここの部分の追加・修正を少

し考えていったほうがいいのではないのかなと。やはり質を上げていくということに関しては、本当に昨今のニュースを見ていてもとても悲しい話が多いので。東京都の保育は今まで、全国に比べると、人員の配置から何かからすごく充実をしてきたという歴史があります。東京都の保育本当に全国と比較すると恵まれているのです。その東京都でも、やはり同じような虐待等の問題が最近聞こえてきますので、ぜひ東京都が全国の先駆けになってその質を上げていくのだという動きを打ち上げていくいい機会だと思えますので、ぜひ今回の追加・修正点の第3章の目標2の教育・保育の充実に関わり何か入れられないのかなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○山本会長 ありがとうございます。

非常に重要なところをまた追加していただいたと思います。先ほども目標2は河邊委員からもありましたけれども、このところの追加項目として、今の児童人口の流れ、それから、保育ニーズの算出の見直しも含めて、少し質の問題など書き込みをというところが御意見であったかなと思います。量の見込みの算出の仕方については、事務局のほうからまた後でお話をさせていただきたいと思えますけれども、この方法は、国から一応指示された方法で市町村に出していただいてそれを足し上げるという、多分誤差がいっぱいその間に出てきてしまうのだろうかみたいな方法でやるしかない中で、最終的に東京都がどう判断するかということだと思えますので、今、現場感覚で少しどうなのというところを大事にしながら、実際のその量の見込みについても少し時間をまだ取って、見られることがあれば見直したいなと思います。まだ自治体からの回答もないようなところもあるようですので、そこも含めて、東京都の場合、保育も結構いろいろ変わってきていますね。児童相談所が設置されているところはそこで設置しているというところもありますので、質のことも東京都が管理し切れないところも含めて出てきていますので、実際にこういう計画の中でしっかり打ち上げるというのは私も大事なことだなと思いました。貴重な御意見をどうもありがとうございました。

ということで、今、山下委員が手を挙げてくださいましたのでよろしいでしょうか。では、お願いします。

○山下委員 私からは1点、資料3の6ページの第4章です。「子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上」ですが、ここに1、2、3、4、5とあって、5番だけ「認定こども園」という施設名だけ出てくるのです。そうすると、これを読んでいくと、幼稚園は、保育所はと思ってしまうのです。ですから、特筆して認定こども園で何かするのかと見てみると、両方の免許を持ちましようとか、研修は一緒にしましようとかという、こちらの前段階に出ている内容と全く同じものが書かれているわけですので、少し並びから見たときに、認定こども園だけ出ていて、幼児教育・保育と来ている。少し違和感を感じたので、意見として申し上げておきます。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。本当ですね。この項目がエリアの領域なのか、施設なのかというか提供場所なのかというところの整理が、機関で整理するのかというところですね。ちょっとここは整理したほうがいいかなと確かに思います。ありがとうございます。これについても少しお答えをいただきたいと思います。

そのほかはいかがでしょうか。

ごめんなさい。今、フロアで青木委員と東委員。では、東委員、青木委員、そして、オンラインで矢島委員が今、挙げてくださっていますので順番でお願いします。

○東委員 東です。よろしくお願いたします。

今もちょうど、人材の確保・資質の向上という御意見が出たと思うのですが、私は以前もちょっとお話しさせていただきましたが、臨床発達心理士会で今、事務局長をしております。このたび、ちょっと御報告なのですけれども、日本臨床発達心理士会として、職能団体としてこの11月に独立をいたしました。したがって、今後もこれまで以上に行政等のニーズに合わせて、私たちがこの職能を最大限に生かせるような活動を進めていきたいと思っております。

この前の旧団体のときに行っていたことの例を少しお話しさせていただきますと、先駆的な取組として、特別支援教育の範囲内なのですけれども、障害のある児童生徒さんだけではなく、ニーズのある生徒さんへのフォローとして、特別支援教室というのが小中高全校に配置されました。そのときに臨床発達心理士会が中心となりまして、学校心理士会、それから、特別支援教育士、それから、最近新たにできました公認心理師、こちらは国家資格です。こういった心理士の資格団体が協力いたしまして、有資格者を研修して、その特別支援教室に勤務する教員へのアドバイスという、巡回相談心理士という立場で派遣事業というのを行っていました。今、その団体はちょっと独立してその仕事だけを行っておりまして、今、都内で500人ぐらいの心理士を巡回させております。これは東京都の仕組みとして行っている事業なのです。子育て支援でもこういったことがぜひできないのかということを考えております。

いつもそのようにお話しさせていただいているのですけれども、例えば、成川委員から、とうきょう子育て応援パートナー制度、非常にこちらのほうも人材育成は重要であると御意見いただいております。こういったことに対してしっかりと答えていけるような素地をいろいろな団体が持っている、職能団体が今、持っておりますので、ぜひその仕組みづくりを東京都のほうに音頭を取っていただけないかなと思っております。こういった予算が、例えば、市区町村にお金を出しますよというだけで予算化されているだけで終わっているのか、それとも、仕組みですね。こういった職能団体とのつなぎ役となって仕組みづくりまで取り組んでいただいているのかということによって、全くその、恐らく市区町村側の負担というのは変わってくると思うのです。ぜひこの例も参考にさせていただきながら、これから次年度に向けてということになると思いますけれども、活用していただきたいと思っております。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

そうすると、今後もこういった連携、臨床発達心理士会も含めてそういった教員へのアドバイスや、その場その場での専門家からのアドバイスや相談といった仕組みを積極的につくっていただくということを東京都のほうで推進していただきたいという。

○東委員 そうですね。この事業に関しましては子育てひろばが拠点になると思うのです。そうしますと、子育てひろばで仕事をされるパートナーさんというのが保育士であったりとか社会福祉士であったりというふうに書かれている。行政の資料などを見させていただいているのですが、そういった保育士さんがさらにアドバイスを受けられるような巡回の専門家がシステムとしてあると、行政のほうとしても単独で検証するとかそういったことではなくて、東京都の組織としてそういった質の向上ということを図ることができるのではないかなと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

○山本会長 分かりました。人材育成のところですね。

○東委員 そうですね。

○山本会長 そのこのところで様々な専門職さんがいるのだけれども、その人たちをまた支援していくような形での連携というところで、この第4章のところで少し突っ込みができないかというところでしょうか。

○東委員 そうですね。

○山本会長 ありがとうございます。

○東委員 ありがとうございます。

○山本会長 では、青木委員、お願いします。

○青木委員 少子化の問題というのは国全体の問題ということで、国でもこども家庭庁をつくるとかいろいろな取組が進んできていると思うのです。この子供・子育て支援総合計画も都民全体でこうしたことをやっていこうということだろうと思うのです。この前につくった中でも、社会全体で支えていく、そういったことになっていると思っています。もちろんこの間、この中でも個々のことがいろいろな形できめ細かく議論されてきたことはとても大事だと思うのですが、1つ、6ページの第5章のところに、それぞれの役割というのが書いてあります。東京都、区市町村、事業主、それから、地域社会・都民の役割というのも書いてあるのですが、具体的な事業としてはなかなか出てこない。確かに本人の役割だからそうなっているのだということになるのでしょうかけれども、そこが1400万都民一人一人の役割として認識ができるような取組が必要なのかなとちょっと思っています。

例えば、こども食堂とか、そこで学びの場をつくったり、それから、フリースクール的なものやったり、子供の安全対策のためにいろいろな取組をしている方がたくさんいらっしゃいます。そういうのもいろいろな形で、子ども会なんかも本当にいろいろな

ところにありますけれども、そういった支援もやはりより充実していくことが必要で、そうしたことをまた都民に知ってもらって、都民一人一人がこうした活動が必要なのだということをより認識してもらえらるようなことをぜひ進めていけたらなと思っています。もちろんそれは区市町村の私たちの役割でもあるのですけれども、ぜひ都民に参加していただけるように進めていきたいなと思いますので、こうした中でもそのことを触れていただけるとよいのかなと思っています。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

6 ページの第5章ですね。ここも本当に充実に向けて大切な項目です。追加・修正点は、特に5番のところだけですが、今、御意見いただいた内容、例えば、都民一人一人が認識できるような仕掛けづくりをどのようにしていくのかという具体的な方法であったりとか、現在やっつけらるるところも書き込まれていくのかもしれませんが、もしそれがないうであれば、そういった視点からの記述もお願いしたいというところですね。ありがとうございます。

では、矢島委員、お待たせしました。どうぞ。

○矢島委員 ありがとうございます。

今日は主に中間見直しについて、保育や教育の量的な推計を基に議論しているわけですが、保育教育も量から質への充実というのがすごく大事なのですけれども、子育て家庭の生活の質ということもすごく大事で、今のお話に出たこども食堂なんかも、今はやはりこの冬を越すためにいろいろな民間団体がクラウドファンディングなどをして資金集めをしていて、私もそういうところを見て、そういうところに協力するというのも必要なことだと思いつつ、やはり本来そうなのだろうか。そういうルートでお金が回るべきことなのだろうかとすごくジレンマを感じています。子供が満足に食べられない、さらには飢えているという状況が表面化している中で、本当に健康で文化的な最低限の生活ができていないということが、民間団体の自発的な活動を行政が支援するという流れでいいのだろうか。もっと直接的に行政の責任として向き合ふべき問題なのではないだろうかと強く感じています。

なので、今の方とはちょっとまた方向が違ふのですけれども、行政の役割としてこうした問題について、今は、全国で起こっていますけれど、公的には、ほとんど民間の活動を何となくサポートしますみたいなトーンなのでも、そうではなくて、子供が満足に食べられないという問題は、東京都としては直接的に行政の責任として向き合ふぐらいのことを打ち出せないのか。その辺りは重い問題かもしれませんが、ぜひ御検討いただけたらと思います。

ちょっとこの問題はかなり本当に深刻だと思っています、台東区さんなどの給食の完全無償化の動きもありますけれども、そういったものを東京都としてもっと加速させるよう後押ししていくというのものもあるでしょうし、未就学児のところについてはどうするの

かといった、具体的な行政の施策としての方向性だけでも何か御検討いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○山本会長 ありがとうございます。

本当に根幹的な、命を守ることにできていないこの施策でいいのかという重たい御意見だったと思います。子供・子育て計画の中でどのくらい書き込めるかわかりませんが、でも、子供の貧困とか子供の状況とかというところをまずしっかり把握をしたのであれば、例えば、そういうところで具体的に何かできることがあれば書き込んでいくことも必要だと思いますし、公的な主体としての責任というところは本当に大事なかなと思います。ありがとうございます。

というところで、大体お時間となったのですが、もし、今からちょっと事務局のほうで幾つか御回答いただく予定なのですが、何か追加で最後にという方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。東京都のほうからまた御回答いただいたものについて、もし追加でちょっとここは聞きたいというのがありましたら、またちょっとお声を上げていただければと思います。

では、今、一つ一つの点について幾つかまとめてきましたけれども、ざっと申し上げますと、まず、量の見込みについての推計のところベースとなる就学前児童の人口の統計についての御説明と、それから、今後の量の見込みの点ですね。東京都はちょっと他の自治体とは確かに全国的に違いますので、流入人口も含めあるだろうというところは考えられますが、ただ、やはり人口的に減っている。そして、ニーズも減っているという中で、この方向性の考え方で本当によいのか。そしてまた、そういった待機児童が減った中で、後で、今後保育のほうの予算をどのように振り分けて活用していくのかとか、保育の保育所の活用の方向性など、その辺の保育関係のところ、量の見込みと併せてやりました。

それから、計画策定のことについていいますと、第3章のところですかね。「保育サービスの充実」のところの追加・修正事項のところ、もう少しその質を高めていくとか、それから、それを個人だけではなく、園全体、組織としてどういうふうに考えていったらいいのかなども含めた今後の在り方として少し具体的に書き込めないかといった御意見など、保育絡みの関係の御意見がありました。

それから、学童についてもまとめて御回答をお願いできればと思いますけれども、学童の今後のボリュームですね。整備状況についての方向性、それから、学校以外の時間での居場所ということであると、従来のスタイルでの学童という枠組みの中で考えていく意外も追加であっていいのではないかと。その中で地域の多世代交流なども含めた地域による資源なども含めてあったかなと思います。

それから、育児休業ですね。男性の育児についての御意見、積極的意見と、それから、代替要員の確保についてなどですね。こちらのほうへの対応についてのお考えということ。

それから、項目としてという認定こども園とか目次の問題というものもありました。

それから、人材の確保・資質の向上という点においては、先ほどの項目がちょっとというところと含めまして、専門家が支援を受けられるような仕組みをきちんと打ち出してはどうかということ。

それから、具体的に都民一人一人の認識の役割の部分の書きぶりの確認ですね。

それから、個別でいうと、先ほどの最後、矢島委員から出ました貧困対策などについての公的な責任の位置づけみたいなどころをもう少し打ち出した形で計画書を書いてはどうかということなどがありました。

加えて、成川委員から幾つかありまして、関係しているところ、例えば、パートナー事業のところであったりとか幾つかあったかと思しますので、この後の御回答は順不同だと聞いておりますので、事務局のほうで準備ができたところから御回答いただければと思います。よろしく申し上げます。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、まず、事務局のほうから。

量の見込みの推計に関しまして、実績値が異なっているということにつきましては、委員からも御指摘がありましたとおり、外国人人口を入れているか入っていないかというところで差が出ております。量の見込みが本当にこのとおりに推移していくのかなというところは、山本会長からも補足で御説明いただいたところですが、ベースとなります児童人口推計方法につきましても、人口推計で大体、代表的な方法が2つあるのですが、どの区市町村もどちらかを採用されてほぼ集計されているというところで、そのほか意向調査ですとか家族類型等も内閣府より示されております推計方法を使われての推計となっております。まだ当然、御説明しましたとおり、半分ぐらいのところしか確定値が出ておりませんので、今後またぎりぎりまで直近の確定値の推計値を入れて推計し直していきたいと思っておりますけれども、そういったやり方で推計をしているということになっております。

それから、御質問があったその他の事項といたしましては、まず、成川委員からいろいろいただいておりますので、まとめて御説明をさせていただきますと、まず、全体への意見のところ、各事業の実施状況の詳細を参考資料として記載できないかというところですが、こちらについては計画事業数もたくさんあって膨大ということで、いつも評価指標として事業実績につきましては御報告をさせていただいております。今後もこの形でできればというふうに事務局としては考えているところです。

それから、2点目の子供の意見を聴く取組に関する部分ですが、子供の意見を聴く取組それぞれに目的等もありますので、どういった目的で御意見を聴取したのか。それに応じて意見が活用できればいいかなと考えているところです。

それから、最後に、東京みんなでサロン事業につきまして御質問をいただいております。こちらのほうは、本日、ちょっと所管が来ていないので預かっております。説明

を私のほうから御説明させていただきますと、東京みんなでサロン事業の、まず、具体的な実施内容ですが、東京みんなでサロン事業は、都営住宅の集会所・広場を活用して、誰もがつながる居場所を都内各地につくる事業というふうに位置づけられております。実施に当たっては、団地の集会所・広場でプログラムを実施したいというプログラム運営主催者を募集し、集会所を管理する団地自治体との橋渡しを都が行っております。令和4年度に東京みんなでサロンに承認したプログラムのうち、子育て支援に資するプログラムは、都営住宅の集会所を活用してこども食堂や子供の居場所を運営している4件でございました。いずれも未就学児から高校生までの子供が参加しているということです。

それから、記載項目の場所なのですけれども、なぜ施策1の2、地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくりの項目に入れているのか、その理由ということですが、この事業の目的が、誰もが集い地域の交流を深めることで、地域で子育て家庭を支える居場所の創出につながる事業と考えていることから、目標1の3の「子育て家庭を地域で支える仕組みの充実」に該当すると考えているということでした。もちろん目標3の3の放課後の居場所づくりにも該当し得るというふうには考えているということです。

そして、そのほか御質問いただいていた内容といたしまして、こども基本条例の区市町村への支援の内容について安部委員から御質問いただいていたかと思えます。これは東京都のほうで市町村に対する補助事業として行っているもので、大きく2つのメニューがあります。

1点目が、子供の意見表明や参加を促進する取組です。これを区市町村でそういった取組を何らか行なった場合、具体的には子供の意見の施策範囲に向けた検討ですとか、子供の意見を聴く仕組みを具体的に構築したような場合、あるいは子供の意見を聴くためのイベント等を開催したようなものを想定しておりますが、こういった取組について補助をするというもの。

もう一点が、子供の権利擁護を促進する取組というメニューがございまして、想定といたしましては、子供の権利救済の仕組みの構築に向けた検討ですとか、具体的な子供の権利救済の仕組みを構築した場合、それから、困難を抱える子供の受入れ場所の確保などを行った場合に、そうした取組を行った区市町村を都が補助して支援するというものを考えております。

それから、連携室との連携体制についてということですが、具体的にどういった形を書くのかというのは6月の資料でお配りさせていただいている形で、現時点で書き込むことを想定しております。子供政策連携室が子供政策全般の総合的な企画立案機能と、それから、庁内全体の総合調整機能、それから、先進的なプロジェクトを推進していくというその3つの大きな機能も持つということで発足した室になっております。今までは福祉保健局のほうにこの子供・子育て会議と両輪で施策を推進していく組織と

して、子供・子育て施策推進本部というのがあったのですけれども、こちらが子供政策総合推進本部というものになりまして、子供政策連携室のほうの所管になっております。ただ、この子供・子育て会議及びこの子供・子育て支援計画とも連携をしていかないといけないので、同じく庁内組織でこの計画ですとか、計画で定められました事業について共有したり検討していったりする組織というのも別に設けておりまして、この子供・子育て会議と別に設けました推進会議という会議なのですけれども、推進会議と、そして、新たにできます子供政策総合推進本部の3つで連携をして、子供・子育て施策を進めていくという体系になっております。

以上です。

○山本会長 あと、そのほか。どうぞ続けてください。

○大村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 すみません、保育支援課です。

先生方、御意見いろいろありがとうございました。

大きくは、今後、量から質へというお話だったと理解しています。そのまず前提としまして、整備のほうなのですけれども、都内には現状としまして大規模開発がまだ行われるところもありまして、一部整備をしなければいけないエリアもあります。ただ、一時期ほどのハイペースでたくさんの量を供給していくという時代は過ぎましたので、実態を踏まえて整備を行っていくことになります。

その上で、今後、質ということになってくるわけですけれども、まずは大前提として保育サービスは公定価格で運営されていくということで、私どもも繰り返し国のほうにしっかり財源が確保されるよう要望しているところです。

その上で、都として何ができるかということなのですけれども、例えば、保育サービス推進事業で障害児やアレルギー児対応ですとか、地域の実情に踏まえた取組を実施する保育所、区市町村のほうを支援しているということがあります。

先ほど、外国にルーツがあるお子さんへの支援ということで、サービス推進事業の中にも外国人の児童を受け入れた場合の取組について評価する項目も設けておるところです。

また、子育て推進交付金などを使いまして、区部は財調の活用なのですけれども、これらを活用して、区市町村の工夫により、地域の実情に応じて保育士の増配置などに取り組んでいる状況にあります。

また加えまして、昨今、保育士の方々の負担が大変高まっているということがあります。そうした保育士の負担軽減のために、保育士の補助業務、あるいは周辺業務を支援するための人材を確保するための経費についても支援しておるところです。

加えまして、保育所の組織としての質の底上げというお話もいただきました。毎年、指導監査部のほうで集団指導という機会を設けております。その中で改めて保育所の運営の中で注意しなくてはならないことなどについて集団指導を行っているほか、最近では、先般のバスの事故を受けまして、私どものほうでもバス送迎や安全対策に係るオン

ラインの講習会なども実施しております。その時々で必要なテーマに応じて、必要な支援に取り組んでいきたいと考えています。

また、今後また空き定員が増えてくるのではないかとということでのお話も頂戴いたしました。定員割れ対策ということで、現時点で取り組んでいることを申し上げたいと思います。空き定員の部分を活用しまして地域のお子さんを一時的に預かります一時預かりですとか、あとは、0歳の空き定員が今は増えてきているということもありますので、その部分を活用した取組を促進するために、0歳児の定員を1歳児に変更した場合の施設型給付費の減額の補助についても予算措置をしているところです。特に今回の児童福祉法の改正の中で、保育所が地域の子育て相談機関としてしっかり位置づけられることになりました。このようなトレンドの変化を踏まえて保育所の役割も、大分今後変わってくると思います。しっかり支援していきたいと考えています。

それから、事前に成川委員から頂戴しました御質問についても併せてお答えをしたいと思います。

医療的ケア児の支援ということで、受入れ施設の設備強化、あるいは保護者支援の検討を、との御意見を頂戴しております。こちらにつきましては、既存の保育所等が、医ケア児を受け入れるために必要となる改修費等を補助しておるところです。また、保育所が空き定員などを活用して、保護者の外出やレスパイトのために地域の子育て家庭のお子さんを受け入れる取組も支援しているところです。こちらが医ケア児への支援に係る御意見への回答についてでした。

それから、もう一つです。子供主体の保育普及促進事業の事業内容をということでの御質問でございました。こちらは、子供主体の保育等の実践に係る保育者向け研修やセミナーなどを開催したり、アドバイザーを派遣したり、そうしたことを通じて子供を中心とした保育実践の普及促進を図っていくといった事業になっております。都では、この前提として令和元年度から2年度にかけまして、自然を活用した保育の中で、子供の主体性、創造力、思考力などの生きる力を育むことを目指し、「自然を活用した東京都版保育モデル」を作成しておりまして、ここでの考え方を踏まえるなどして実施していくというものになります。

御説明としては以上になります。よろしく申し上げます。

○吉川福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 続きまして、家庭支援課長の吉川と申し上げます。

私のほうからは、学童クラブ、そうした子供の居場所づくり、あと、成川委員のほうから御質問いただきました点について御説明をさせていただければと思います。

まず、学童クラブですが、先般も国のほうで公表した待機児童数を皆さんは御覧になっていただいているかと思いますが、東京都の場合、令和2年から令和4年までの間、登録児童数自体は1万7000人増をしております、子・子計画の令和6年度の目標1万6000人を既にこの3か年で達成しているような状況です。

また、都内を見てみても、前年度に比べて待機児童が減少している自治体が16自治体、また、待機児童がゼロという自治体も25自治体ありますが、一方で、待機児童が多く存在している自治体が20自治体あります。こうした背景、多く待機児童を抱えている自治体の状況をお伺いしますと、まずは、児童人口の増、また、宅地造成ですとかがありまして、また、その地域ごとの需要偏在も存在しているという状況を伺っております。東京都は、こうした自治体の待機児童対策に、今年度から、学童クラブ待機児童対策提案型事業というものを創設いたしまして、3か年で区市町村の待機児童対策を支援していく予定です。こちらの内容は、待機児童対策計画を自治体に策定していただきまして、この計画に基づいて取り組む場合については、学童クラブの新設、増設に係る整備費の区市町村負担分を都が全額補助するものです。

また、この整備費に加えまして、運営費、ソフト面といいますか、学童クラブ以外の、例えば、放課後子供教室終了後の居場所の提供ですとか、夏休みなどの長期休業などの預かりなど、区市町村の創意工夫によっていろいろな待機児童対策に取り組む場合についても、1自治体年間3200万円を上限に補助すると。独自に補助を3か年実施するということところです。こうした支援で区市町村の待機児童を減少させて支援している対策を支援していくという取組を現在行っているところです。

また、先ほど、質の面でも、常勤職員の配置の考え方、また、夜間の解消についての状況についての御質問もございました。東京都は、こうした学童クラブの質の向上、質の確保については、平成22年度から都型学童クラブというものを創設いたしまして、国の基準に加えまして、例えば、平日19時以降の解消、また、1事業所について常勤職員を1名以上配置するという取組を支援しているところでもございまして、令和3年度については、28区市460クラブで取り組んでいるところです。今後もこうした質の確保、常勤の配置ですとか、開所の延長ですとかに取り組む区市町村については、都としても支援をしていきたいと考えております。

続きまして、子供の居場所創設事業、成川委員のほうからも御質問がございましたので、こちらについても御説明させていただきますと、この事業は親に対する養育支援を行うことを必須としておりまして、従来の子供だけの支援ではなく、親にも養育支援を行うという事業も実施しているところです。また、この事業では子供家庭支援センターとも連携するなど、より支援性の高い子育て家庭に対する支援を強みにしている事業でもございまして、ほかの子供の居場所の児童館事業などとは少しすみ分けした形で、より支援性の高いお子さんを支援するような居場所の確保という意味で事業を進めているところですが、令和4年度からは、これまで学習支援ですとか食事提供の双方を必須としていた要件を、どちらか1つ実施すれば可能とするなど、区市町村が取り組みやすいように補助要件を緩和しているところです。こうした要件緩和によって、区市町村によって地域で既に活動しているこども食堂の事業者団体さんですとか、学習支援を主体に活動している事業者団体さんが区市町村と連携して、児童館だけではなくて様々な多様

な子供の居場所づくりを推進していけるように区市町村の支援をしております、今後こういった取組が増えることを都としても期待しているところです。

続きまして、子育て応援パートナーについての御質問です。こちら成川委員のほうからは、地域の人材も活用するということでの御質問だったと思うのですが、実はこの子育て応援パートナーだけではないのですが、昨年度から東京都としては、予防的支援推進とうきょうモデル事業というのを実施しております、この取組4自治体のうち、自治体が独自に地域の特性に応じて取り組む予防的支援についても東京都のほうでは支援をしております、具体的には、大田区の子ども家庭支援センターが地域の社協と連携して乳児の家庭を訪問して話し相手ですとか、地域の有益な情報の提供ですとか、地域のサロンへのつなぎ役を担うという事業を実施しております、そちらを都としても支援しております。こうした地域の団体と連携した自治体の取組を、都としても今後も支援していきたいと考えております、こうした大田区の事業の効果検証を行いながら、他自治体への横展開というのもしていきたいと思っております。

最後に、ファミリー・サポート・センター事業について、御指摘のとおり、依頼会員の数に対して提供会員が不足していることが課題となっているところです。都としては、平成30年度から、国のカリキュラムに都独自の内容を加えました研修を受講した提供会員に対して報酬を独自に上乘せするファミサポマイスター制度を導入しております、提供会員の質と量の確保に取り組む区市町村を支援しております。令和3年度については3自治体で行っておりますが、都としてはこういった取組を行う自治体を増やしていきたいと考えておりますので、引き続き活用促進に向けて区市町村に働きかけをしていきたいと考えております。

以上です。

○青山福祉保健局少子社会対策部事業連携担当課長 続きまして、少子社会対策部事業連携担当課長の青山より御回答申し上げます。

成川委員から東京ユースヘルスケア推進事業の周知につきまして御質問、御意見をいただきましてありがとうございます。委員御提出資料の3ページ目の中段にあるものです。思春期特有の健康上の悩みなどに対応いたします「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」ですが、現在は、電話、対面、メールという3つの方法で御相談いただけるようにしています。このうちの対面相談ですが、11月から開始しております、場所は渋谷に限らず変えながら月2回程度実施していくこととしております、新宿駅近くで2回、渋谷駅近くで2回、計4回これまでに開催しています。今後は多摩地域でも実施予定でして、1月は八王子で2回開催予定です。御意見いただきました周知についてですが、まさに我々も、まず、若者が気軽に御相談いただけるようにすることが大事だと思っております。そのため、電話相談開始前に相談先を記載いたしましたカードを都内の中学校や高校を通じて配布いたしました。また、これまでツイッターで繰り返しツイートしたほか、ラインでの情報提供ですとかティックトックでの動画掲載も行っ

ています。一方で、御指摘のとおり、対象世代に広く知っていただく必要がまだまだあると考えておりますので、若者にこの相談窓口の存在が届くように、引き続きしっかり周知していきたいと思っております。

私からは以上です。

- 西脇福祉保健局障害者施策推進部計画課長 続きますして、成川委員から文書でいただきました障害児施策の充実について、障害者施策推進部計画課長の西脇から御回答させていただきますたいと思います。

まず、児童発達支援施設のさらなる拡充ですが、東京都では、障害者・障害児地域生活支援3か年プランを定めまして、令和5年度末までに、児童発達支援センターについては各区市町村少なくとも1か所以上設置されるよう、未設置地域における施設整備に對しまして特別な補助を行っているところです。

また、運営費についても都独自の支援を行っておりまして、本日賜りました御意見を踏まえまして、区市町村と連携して、引き続き、障害児及びその家族に對しまして身近な地域で支援できるよう、施策の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

また、発達障害の関係ですが、発達障害児者に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し適切な発達支援を行うことが必要であることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することは大変重要だと認識しております。東京都では、地域における発達障害の診断待機の解消を進めるため、発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業を行っておりまして、専門的な医療機関を中心としたネットワークを構築し、地域の医療機関に對して実地研修等を行っているところです。引き続き、身近な地域における診療体制の確保ができるよう、施策の充実に取り組んでまいりたいと思います。

私からの回答は以上になります。よろしく願いいたします。

- 山本会長 終わりですか。

- 大村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 1件補足させていただきます。保育支援課です。

先ほど、年度途中での保育ニーズについての御意見も頂戴しました。現状について、こちらを先ほどの御回答で漏らしてしまいましたので、少しお話をさせていただければと思っております。すみません。

特に0歳から2歳につきましては、4月と比較しまして、空き定員の状況が10月には縮小する傾向にあります。こういったことから年度途中の保育ニーズに對する必要もありますことから、これまで東京都のほうではお子さんを受けられるように、認可定員に基づきました職員配置を求めてきたところです。ただ、御案内のとおり、空き定員が生じる地域が多く発生するようになってきたということがあり、一方で、区市町村のほうでは、これまでサービスの充実に取り組んできたということもありまして、認可定員の削減には消極的なところも多いということになっております。認可定員ベースで職

員を配置してしまいますと、職員が過剰になって、保育事業者の負担になるケースが生じているところです。こうした状況を踏まえまして、私どもは今般、要綱改正をしまして、職員の配置基準につきましては認可定員ベースからより施設の実態を反映した利用定員ベースで職員を配置いただくように改正しておりますので、現状の御説明をさせていただければと思っております。

以上、補足させていただきます。

○山本会長 ありがとうございます。

結構幅広く盛りだくさんだったので。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 会長、すみません。

○山本会長 どうぞ。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 あと、成川委員からの御質問事項で、教育庁より御回答さしあげる事項がありますのでよろしくお願いします。

○秋田教育庁教育政策担当部長 よろしいでしょうか。1点だけ。

事前にいただいていた御質問、御意見で、個別の事業の3つ目に不登校児童生徒の支援についてというものがありませんでしたので、教育庁のほうから回答だけさせていただきたいと思えます。

不登校の児童生徒への支援につきましては、国も教育機会確保法等がありますので、学校に登校するという結果のみを目標にしないという考え方が示されているところです。都の教育庁におきましても、都内小中学校で不登校児童生徒数が増えているという状況がありますので、そうした状況を踏まえまして、子供たち一人一人の状況に応じた教育の機会の確保が重要だという考えで進めているところです。

今、具体的には、区市町村のほうで教育支援センターを設置されたりしていますのでその支援ですとか、不登校特例校の設置、こうした取組の支援などを行っております。

また、不登校の児童生徒がいらっしゃる学校とフリースクール等、こちらのほうに連携した支援が行えるようにということで、私どものほうで東京都学校・フリースクール等協議会といったものを年数回開催しておりますして、事例の共有とかそういった取組をしているということと、また、今年度はフリースクール等に通うお子さんの支援ニーズ等を把握するための調査研究事業なども始めておりますので、こういったことを通じて支援の充実にさらに取り組んでいきたいと思っております。

いただいた御意見にありました既存の指標の見直しにつきましては、御指摘の趣旨を踏まえまして、今後、支援の充実に向けた取組を評価できるような指標の在り方について検討していきたいと考えております。

教育庁からは以上です。

○山本会長 ありがとうございます。よろしいですか。

大変幅広い内容にわたっておりましたので、今、事務局のほうもある程度まとめて御回答いただきましたが、まだちょっと回答がなかったという方がもしましたら、大変

時間の関係で申し訳ないのですが、メールなどでまた御連絡いただければ、次回以降、御回答させていただきたいと思えます。

全体としてどういう事業をやっていますかとか、こういう点もという御意見につきましては、ある程度、東京都のほうでも既に着手していろいろ実施しているものも幾つかあるように思えます。今の説明からですね。ただ、委員の方々からいただきました新しい、例えば、視点として入れなければならないかなど。計画の見直しですので、入れなければならないのかなと思う点につきましては、例えば、先ほどの「保育サービスの充実」の部分の追加事項であったりとか、それから、先ほどの第4章の修正であったり、また、こういった内容が入っていますかというところの確認についても、書けるところは書き加えながら、少し内容も事務局と相談させていただいて修正をしていきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本会長 一つ一つにお見せする時間があればいいのですけれども、ちょっとなかなか難しいものですから、今、私のほうでいただきましたものを一つ一つ、これはどうしますかということを経理局のほうで確認をしますので、また次回に修正したものを見ていただいて御意見をいただければと思えます。

ちょっと議事進行がうまくいなくて大分時間が超過してしまいましたが、最後に、今日の報告事項がありますので、それについて事務局のほう、よろしくをお願いします。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料5を御覧ください。「子供・子育て支援総合計画に関する子供の意見を聴く取組」ということで、一覧にしたものがあります。

今回の中間の見直しに当たっては、これまでの会議で御報告しておりますとおり、計画そのものにつきまして子供たちから直接意見を聴く機会を設けることとしています。

また、この間、計画に関する都の施策についての意見を聴く取組というのをも併せて行っておりますので、その御報告をさせていただければと思えます。

この図ですけれども、未就学児から高校生まで、子供が当事者となる個々の施策に対する意見を求めるものから、計画等政策全般に対するアイデアを求めるものまで、計画に掲載する取組のうち、子供への意見聴取を行う取組の位置づけ、体系を表したものになっております。このように子供の発達状況に応じまして、個々の施策に関する、より身近なものについて意見を聞いたほうがよいようなもの、それから、幅広く聞いていけるようなものなどいろいろとあると思えます。適切な意見聴取の方法によりまして、様々な年齢や状況の子供たちの意見が聴けるようにしてまいりたいと考えております。中間の見直しの計画にもこうした考え方につきまして何らか反映していきたいと考えているところです。

資料5につきましては以上です。

続きまして、報告事項の資料6ですが、これはいつも実施と、それから、フィードバ

ックにつきまして当会議のほうにお諮りさせていただいております「こどもシンポジウム ティーンズ・アクション」今年度の実施状況の報告についてです。

今年度は11月23日にシンポジウムを実施いたしました。これは書いてあるとおりですけれども、都内在住、在学の中学生・高校生が主体となってグループ活動を行うもので、都政全般に関するような研究活動を行って提案発表をしていただくというものになっております。今年度の発表テーマにつきましては、資料の中段に書いてあります5つのテーマで御発表いただきました。

今後の予定ですけれども、1月にこちらの事務局のほうで各グループの提案を整理させていただきまして、次回3月に予定しております子供・子育て会議にて委員の皆様へ御報告をし、意見やコメントをいただきたいと思っております。それを踏まえまして、4月に子供たちへフィードバックをしていくというスケジュールで考えているところです。

ちょっと時間の都合で詳細は御報告できないのですけれども、資料裏面にグループ発表の概要が記載されております。グループ1からグループ5まで各テーマに応じてそれぞれどのような発表があったのかというのをまとめておりますので、併せて御覧いただければと思っております。詳細は、次回、御報告をさせていただきます。

御説明は以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今、御報告がありました資料5、資料6につきまして、何か御意見や御質問がありますでしょうか。もしございましたら、少しですが御回答いただけると思っていますので、どうでしょう。資料6についての詳しいところは次回ということでしたので、5の子供の意見を聴く取組についてですが、こちらのほうは今、御説明いただきましたものに併せまして、実は少し先立って12月のところで、前回もさせていただきましたが、子供の意見を聴く取組について、特に私のほうから委員の中で御専門とされている先生方へお願いをしまして、少しオンラインで話合いの場を持たせていただきました。そういったところでの御意見を聴取した上でこのインタビューをしていただく事業者との連携なども含めて図っておりますので、また進みましたら御報告をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本会長 ありがとうございます。

では、最後に、事務連絡ということで、参考資料1になりますか。事務局のほうでお願いします。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 今後のスケジュールです。

6月の会議にお配りしたのからそれほど変わってはいないのですけれども、参考資料1を御覧ください。これまでいただきました御意見を踏まえまして中間の見直しの案を作成して、それで年明け2月にパブリックコメントを実施する予定でおります。実施に

当たりましては、委員の皆様にご情報提供させていただきたいと思っておりますので、御覧いただければと存じます。そして次回は、来年3月に第26回の全体会議を開催する予定であります。会議の具体的なスケジュールにつきましては、また後日、事務局から御連絡をさせていただきたいと思っております。

スケジュールについては以上です。

あと、本日の配付資料等につきましては、また机の上に置いていただければ、後日、郵送させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

ちょっと私から1点だけ。このパブリックコメントを出す前の時点で、もう2月はすぐなのですけれども、今日の委員からの意見なども含めて修正をしたものと、またプラス、例えば、子供の意見のインタビューなどが入るかと思うのですが、そういったパブリックコメントを出す前のものについては、委員の皆さん方に事前にお渡しするというか見ていただくということはありますか。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 ほぼ同時に見ていただく形になるかなと考えております。

○山本会長 事前に何か修正をする期間はないということですね。ほぼ同時ですね。では、パブリックコメントにパブリックとしてまた委員に意見いただくという形になりますか。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日お寄せいただきました御意見等があるかと思っておりますので、そこは調整させていただきたいと思っております。

○山本会長 分かりました。

では、今日の委員会で出たものについて、また事務局と精査させていただいて、こういった点で変わりましたというところはお知らせしたいと思っております。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 はい。

○山本会長 ということで、本当に都の管轄の事業はたくさんありますし身近なものですので、皆さん方の御意見も本当に切実で重要なものばかりで、なかなかどれを取ってというのは難しいのですが、できる限りやはりよいものに、現在の状況を反映したものに見直しができればと思っておりますので、また追加での御意見がありましたら、また事務局のほうにメールでお知らせください。ただ、時間的な余裕もありますので、年明けぐらいまででお願いしたいなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

そのほかによろしいでしょうか。

では、皆様、何とか終わったかなと思っておりますが、年末の本当にお忙しいところ、御議論に参加いただきましてありがとうございます。まだまだいろいろ不安なこともありますが、よいお年をお迎えください。

これにて、「子供・子育て会議」を終了いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時 0 1 分

閉 会